2020年5月

まめの木　保護者各位

西宮ＹＭＣＡまめの木

管理者　藤田　良祐

児童発達支援管理責任者　伊藤　智美

担当職員　大津　　創

新型肺炎感染拡大防止による通所自粛依頼（延長）および

電話等による支援を実施した場合の報酬請求について（同意書提出依頼）

　日頃よりまめの木の諸活動にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、標記の件についてまめの木では、５月６日までの通所自粛をお願いしておりましたが、先般、神戸市・西宮市において市立学校園が５月末まで休校が決定しております。このことを受け、**まめの木では５月末まで通所の自粛（延長）協力をお願いいたします。**つきましては、４月より実施しております電話相談、教材提供を引き続き実施いたします。

サービス提供については、令和２年４月１０日付の厚労省・市よりの通知（「緊急事態宣言」発令に係る西宮市内指定障害児通所支援事業所の対応について）で、電話等による支援を行った場合、事前に保護者の方の了解を得た上で、通常の報酬請求を行うことが認められております。

　サービス提供を希望される方につきましては、**下記のサービス内容詳細を確認の上、同意書に署名・捺印いただき５月２２日までにご提出いただきますようお願いいたします。（同意書については、まめの木より返信用封筒をお送りいたします）**

＜まめの木における電話等による支援＞

まめの木では、通常実施されるサービスの代替として以下の方法でサービスを提供いたします。

①電話相談：ご家庭での本人の状態の聞き取りおよび保護者への相談支援

　　　　　　※通常、通所を予定している曜日にお電話をします。

電話不通の場合は、メールでご連絡させていただく場合もございます。

②居宅への訪問：２週間に１回程度の訪問（※新型肺炎感染拡大に配慮した上で）を予定しております。

③教材提供：②の居宅への訪問の際に各児童に応じた課題（教材）をお渡しいたします。なお、ご不在の際は、

教材を投函させていただく等の対応をいたします。

　　　　　　また、ブログ（まめの木通信）を利用した教材提供を行います。

＜保護者負担額＞

・２歳児クラスの方は１割負担となります。

・無償化対象児については、負担額ありません。

＜代替サービス提供に係る注意事項＞

・代替サービス提供に係る請求については、年度当初に決定した通所予定の曜日に関して行いますので、通所予定の曜日は、他事業所への通所・他事業所との電話相談等をご遠慮いただきますようお願いいたします（事業所間でもサービス提供については、確認・調整をいたします）。

キリトリ

電話等による支援を実施した場合の報酬請求に関する同意書

まめの木における「電話等による支援を実施場合の報酬請求について」に同意いたします。

児童氏名

保護者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印